外国法事務弁護士名簿の登録

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第24条第２項の規定による外国法事務弁護士名簿の登録をしたので、同法第32条の規定により公告します。

記

年月日	登録番号	氏名	原資格国	所属会
平成24年３月１日	G795	パトリック・マクゴニガル	連合王国	第一東京
平成24年３月１日	G796	伊藤　重之	アメリカ合衆国ニューヨーク州	第一東京
平成24年３月１日	G797	モーク・マードック	アメリカ合衆国ニューヨーク州	第一東京
平成24年３月９日	G798	リ・ウン	中華人民共和国	東京

平成24年４月１日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士名簿の登録取消し

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第30条第１項の規定による外国法事務弁護士名簿の登録の取消しをしたので、同法第32条の規定により公告します。

記

年月日	事由	登録番号	氏名	原資格国	所属会
平成24年３月９日	請求	G674	イアン・アンソニー・ゴードン	オーストラリア西オーストラリア州	東京
平成24年３月10日	請求	G578	アンソニー・リチャード・ヘイグ	オーストラリア首都特別地域	第一東京
平成24年３月31日	請求	G279	デイビッド・デヨ・デック	アメリカ合衆国ニューヨーク州	第二東京
平成24年３月31日	請求	G519	山原　明子	アメリカ合衆国ニューヨーク州	第二東京

平成24年４月１日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士職務上の氏名の使用

次のとおり、外国法事務弁護士名簿に外国法事務弁護士の職務上の氏名を記載しましたので、公告します。

所属会	登録番号	氏名	職務上の氏名
東京	G798	リ・ウン	李　芸

平成24年４月１日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士記章紛失公告

次のとおり外国法事務弁護士記章の紛失届がありましたので公告します。なお、職務上の氏名を使用中の者については職務上の氏名を記載しています。

（記章番号）	（所属会）	（氏名）
G405	東京	マイケル・トーマス・コネット
G279	第二東京	デイビッド・デヨ・デック

平成24年４月１日　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成24年４月23日　秋田県教育委員会

1　失効した免許状
　氏名　川村　幸教、本籍地　秋田県
　免許状の種類、番号
　⑴　中学校教諭一種免許状（理科）
　　平４中一第125号
　⑵　高等学校教諭一種免許状（理科）
　　平４高一第186号
　授与年月日　平成５年３月31日
　授与権者　山形県教育委員会
2　失効年月日　平成24年３月16日
3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成24年４月23日　愛知県教育委員会

1　本籍地、氏名、生年月日
　愛知県、島田　豊、昭和61年８月18日
2　免許状の種類、番号、授与年月日
　⑴　中学校教諭１種免許状（保健体育）、平20中１第1374号、平成21年３月15日
　⑵　高等学校教諭１種免許状（保健体育）、平20高１第2332号、平成21年３月15日
3　授与権者　愛知県教育委員会
4　失効年月日　平成24年３月29日
5　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成24年４月23日　愛知県教育委員会

1　本籍地、氏名、生年月日
　愛知県、井手上政美、昭和32年３月３日
2　免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
　⑴　小学校教諭１種免許状、昭54小１第286号、昭和55年３月24日、鹿児島県教育委員会
　⑵　中学校教諭１種免許状（保健体育）、昭54中１第463号、昭和55年３月24日、鹿児島県教育委員会
　⑶　高等学校教諭１種免許状（保健体育）、昭54高１第563号、昭和55年３月24日、鹿児島県教育委員会
3　失効年月日　平成24年３月29日
4　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成24年４月23日　愛知県教育委員会

1　本籍地、氏名、生年月日
　愛知県、松井　祥悟、昭和54年４月２日
2　免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
　⑴　小学校教諭１種免許状、平13小１種第1399号、平成14年３月31日、岐阜県教育委員会
　⑵　中学校教諭１種免許状（社会）、平13中１種第1506号、平成14年３月31日、岐阜県教育委員会
3　失効年月日　平成24年３月27日
4　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成24年４月23日　愛知県教育委員会

1　本籍地、氏名、生年月日
　熊本県、後藤　美菜、昭和59年６月19日
2　免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
　⑴　小学校教諭１種免許状、平18小１第212号、平成19年３月31日、熊本県教育委員会
　⑵　中学校教諭１種免許状（家庭）、平18中１第320号、平成19年３月31日、熊本県教育委員会
　⑶　高等学校教諭１種免許状（家庭）、平18高１第734号、平成19年３月31日、熊本県教育委員会
3　失効年月日　平成24年３月28日
4　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第３号該当